

一般社団法人前橋市薬剤師会 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人前橋市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 7 条第 2 項・3 項の規定に基づき、会費及び入会金の金額並びに徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類並びに額)

第 2 条 会費の種類並びに額は、次に定めるとおりとする。

会 費 の 種 類	対 象 の 範 囲	金 額
正 会 員 会 費	正 会 員	年額 48,550 円 (群馬県薬剤師会・日本薬剤師会費 31,050 円を含む)
個 人 会 員 会 費	個 人 会 員	年額 3,000 円
賛 助 会 員 会 費	賛 助 会 員	年額 3,000 円

(入会及び退会の時期による会費)

第 3 条 会計年度（以下「年度」という。）の 4 月 1 日から 12 月 31 日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、1 月 1 日以降に入会した会員の会費は、年額の 2 分の 1 額とする。

- 2 既納入した会費は、返還しない。
- 3 定款第 9 条の規定により、会員資格を喪失した場合においては、未納会費は支払うものとする。

(督促)

第 4 条 会長が指定した納付期限日を超えても納付されない場合には、納付期限を付して催促する。

- 2 納付期限からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第 5 条 督促通知にも関わらず、会費の納入を督促を受けた後も 1 年間以上滞納した場合には、定款第 9 条の規程により会員資格を喪失する。

(入会金の額)

第 6 条 入会金の額は、次に定める額とする。

正会員 400,000 円。但しすでに入会している会員の薬局等の開設者が新たに薬局等を開設し入会した場合には 2 分の 1 額とする。

2 再入会時における入会金については、会員規程第 7 条 3 項による。

(会費及び入会金の納付方法)

第 7 条 初年度の会費及び入会金は、入会時に原則として一括銀行振り込みとすることとし、領収書等の振り込みが確認できる書類の写しを、入会申込書に添付し提出するものとする。

2 翌年度以降の年会費は、原則として銀行振り込みとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

(委任)

第 9 条 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める

附則 本規程は、平成 27 年 10 月 1 日より実施する。

附則 本規程は、令和 6 年 6 月 11 日改正し、同日より実施する。

(第 2 条地区会員の名称変更)